

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 介護保険第一号保険料の減免等について

I. 保険料の減免

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がった第一号被保険者等に対しては、国が特別調整交付金により、減免に要する費用に対して全額財政支援することが示されたため、明石市介護保険条例及び同施行規則に基づき、介護保険料（以下「保険料」という）の減免及び徴収猶予を行うため必要な手続きを行うものです。

2 減免基準

(1) 対象者

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第一号被保険者
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、ア及びイの要件に該当する第一号被保険者
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入額等の10分の3以上であること
 - イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

(2) 減免額

$$(A \times B / C) \times D$$

A：当該第一号被保険者の保険料額

B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

D：減免割合

前年度の合計所得金額	減免又は免除の割合
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

※ 新型コロナウイルス感染症により、事業等の廃止や失業した場合には、前年度の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除します。

※ 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合は、対象保険料額の全部を免除します。

(3) 対象となる保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象の年金給付の支払日）が設定されている保険料

3 国の財政支援

国の財政支援基準に基づき減免を行った場合は、その全額を財政支援される予定。

4 明石市介護保険条例及び同施行規則に係る対応

明石市介護保険条例第9条第1項により減免を行います。

減免の適用範囲については、明石市介護保険条例施行規則第12条第1項ただし書に規定する「市長が別に定める場合」により定め、減免額については、国が定める基準とするため同規則第15条に基づき決裁により意思決定をします。

II. 保険料の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の失業や事業の休廃止等があることに伴い、保険料の支払いが困難な第一号被保険者に対し、申出から6月以内に限り徴収を猶予します。

III. 居宅介護サービス費等の額の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がった第一号被保険者等で、居宅サービスや施設サービス等を利用しその費用を負担することが困難であると認めた要介護・要支援認定者に対し、介護保険法及び明石市介護保険条例施行規則に基づき、居宅介護サービス費等の給付割合の特例を適用します。